

知的財産権侵害物品の 水際取締りについて

財務省関税局業務課 訟務係長
藤原 浩高

1. はじめに

税関は、知的財産権侵害物品の水際取締りに積極的に取り組んでおり、税関における差止実績は年々増加しているところである。また、最近の知的財産権重視の流れの中で、税関による水際取締り制度に関し、平成15年度及び16年度と2年連続して関税定率法の改正を行っている。以下においては、知的財産権侵害物品の水際取締り制度の概要、最近の差止状況等について紹介したい。

2. 知的財産権侵害物品の水際取締り制度の概要

(参考1参照)

(1) 知的財産権侵害物品の輸入禁制品としての位置付け

我が国の税関による知的財産権侵害物品の水際取締りは、実に100年以上の歴史がある。遡って見ると、明治30年(1897年)に制定され、明治32年に施行された関税定率法において、「特許意匠商標及版權二関スル帝国ノ法律ニ違反シタル物品」を、贋造貨幣等、阿片、公安風俗を害すべき物品などとともに「輸入禁制品」とされていた。

現在の制度では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品は、関税定率法第21条第1項の規定により麻薬、覚せい剤、けん銃、偽造紙幣等と同じく輸入禁制品とされている。なお、育成者権を侵害する物品は、平成15年度改正により追加されたものである。

(2) 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物の検査等によって、

その中に知的財産権を侵害する貨物があると思料したときは、当該貨物が知的財産権を侵害するか否かを認定するための手続(認定手続)を執ることとなる。

認定手続においては、権利者及び当該貨物の輸入者には、証拠の提出及び意見を述べる機会が与えられるが、当該貨物が輸入差止申立てに係る貨物である場合には、申請により点検の機会が与えられる。税関長は、提出された証拠等をもとに侵害の認定を行うが、その場合には権利者及び輸入者に対し当該証拠等について意見を述べる機会を与える。また、侵害又は非侵害の認定をしたときは、その結果を理由とともに権利者及び輸入者に通知する。

税関長が侵害物品であると認定した貨物は輸入できないこととなるが、輸入者が廃棄・滅却等を行うことは可能である。このような自発的処理がなされない場合には、税関長により没収・廃棄等が行われる。

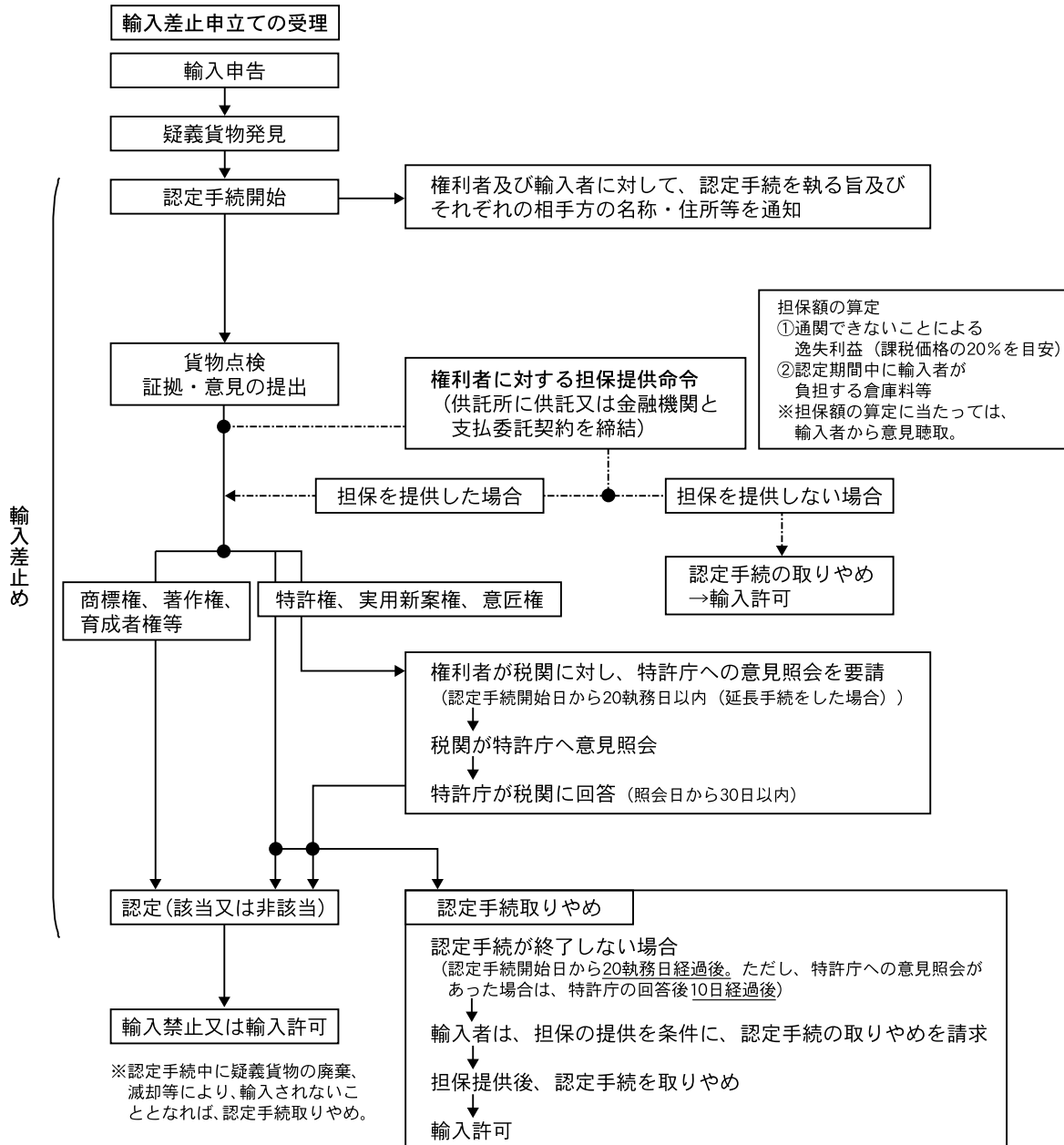
(注) 認定手続の開始の際には、権利者及び輸入者にその旨を通知しているが、平成16年度改正により、その通知に併せ、権利者に対しては輸入者及び輸出者の氏名又は名称及び住所を、輸入者に対しては権利者の氏名又は名称及び住所を、それぞれ通知することとした。また、輸入申告書等税関長に提出された書類又は認定手続が執られた貨物における表示から、当該貨物に係る生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合には、その氏名若しくは名称又は住所を権利者に通知することとした。

(3) 輸入差止申立て制度

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物に関し、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入さ

参考1

知的財産権侵害物品に係る認定手続の流れ



注1:「20執務日」とは、週休日及び祝日を除いた20日を指す。
 注2:上図中の「10日」及び「30日」は週休日及び祝日も含む。

れようとする場合に認定手続を執るべきことを申し立てることができる（輸入差止申立て制度）。なお、特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権については、平成15年度改正により輸入差止申立て制度の対象となったものである。

輸入差止申立てでは、税関長に輸入差止申立書及び添付資料（登録原簿の謄本及び公報、侵害物品の識別方法がわかる写真等）を提出し、侵害の事実を疎明するに足りる証拠があると認めて税関長が当該輸入差止申立てを受理することによって有効となる。なお、当該輸入差止申立ての審査・受理事務は、各税関の本関の知的財産調査官が担当している。

（注）平成16年12月1日現在の輸入差止申立て件数は、特許権16件、実用新案権2件、意匠権55件、商標権116件、著作権12件、育成者権1件の合計200件（1件の申立てで複数の権利に係るものがあるため、権利ごとの件数と合計の件数は一致しない）。

（4）その他の制度

イ. 申立てに係る供託制度

税関長は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続を執った場合に、当該認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことによって輸入者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、申立人に対し金銭の供託を命ずることができる。

（注）金銭に代えて国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるものを供託することが可能。また、金銭等の供

託に代えて金融機関と支払委託契約を締結することも可能。下記ハにおいて同じ。

ロ. 特許庁長官意見照会制度

輸入差止申立てが受理された特許権者、実用新案権者又は意匠権者（下記ハにおいて「申立特許権者等」という）は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、認定手続開始通知を受けた日から一定期間内（最長20執務日以内）であれば、税関長に対し、当該貨物に係る侵害の該否に関し、特許権等の技術的範囲等について、特許庁長官に意見を聴くことを求めることができる。

ハ. 通関解放制度

申立特許権者等の輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が執られたときは、当該貨物の輸入者は、認定手続開始通知を受けた日から一定期間（最長2か月半弱）経過後は、税関長に対し、当該貨物が輸入されることにより当該申立特許権者等が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、税関長が命じた額の金銭を供託することを条件として、認定手続を取りやめることを求めることができる。

3. 平成15年の知的財産権侵害物品の輸入差止状況

（1）平成15年の輸入差止めの概況（図1参照）

平成15年の税関における知的財産権侵害物品の輸入差止件数は7,412件で、前年と比較して6.2%の増加とな

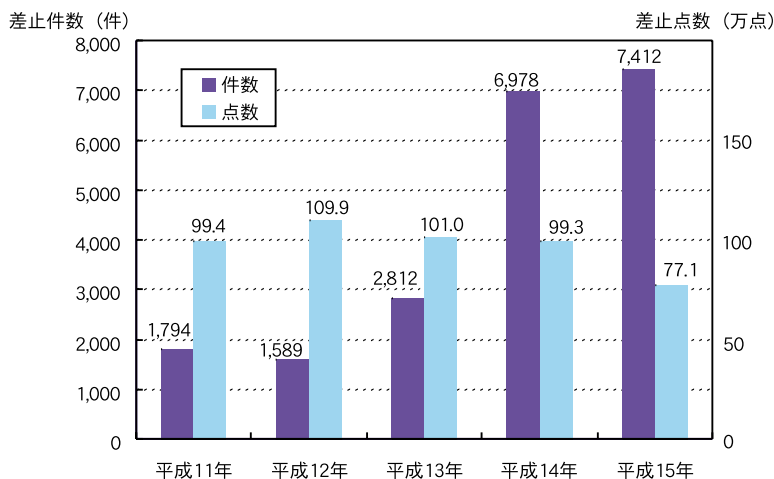


図1 知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績（平成11年～平成15年）

った。差止点数については約77万点で、前年と比較して22.3%の減少となった。

差止件数が増加し、差止点数が減少した要因としては、前年と同様に輸送形態として国際郵便を利用した小口事案が増加し、海上輸送による大口事案が減少したことが挙げられる。

また、中国仕出し貨物の差止件数が約3倍と大幅に増加し、差止件数全体に占める割合は前年の7.9%から22.0%と大幅に増加した。

(2) 仕出国別の状況 (図2参照)

差止件数は、韓国仕出しが4,505件で全体の60.8%を占め、次いで中国仕出しが1,630件、香港仕出しが625件となった。

差止点数は、中国仕出しが約40万点で全体の51.2%を占め、次いで韓国仕出しが約24万点、香港仕出しが約6万点となった。

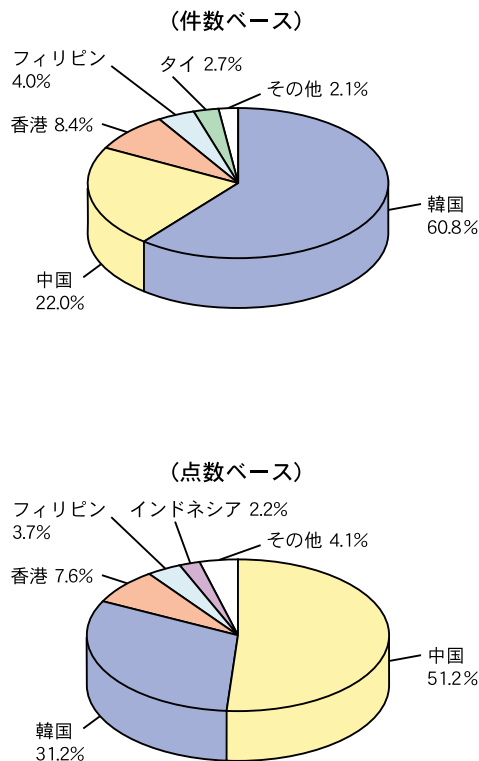


図2 仕出国(地域)別差止実績構成比

(3) 権利別の状況 (図3参照)

差止件数は、バッグ類等に付された著名ブランドなど商標権に係るものが7,332件で全体の98.7%を占め、次いで携帯電話用ストラップ等に使用された人気キャラクターなど著作権に係るものが80件となった。

差止点数は、商標権に係るものが約59万点で全体の76.6%を占め、次いで著作権に係るものが約14万点となった。

(注) 1事案または品目で複数の権利に係るものは、それぞれの権利ごとに計上。

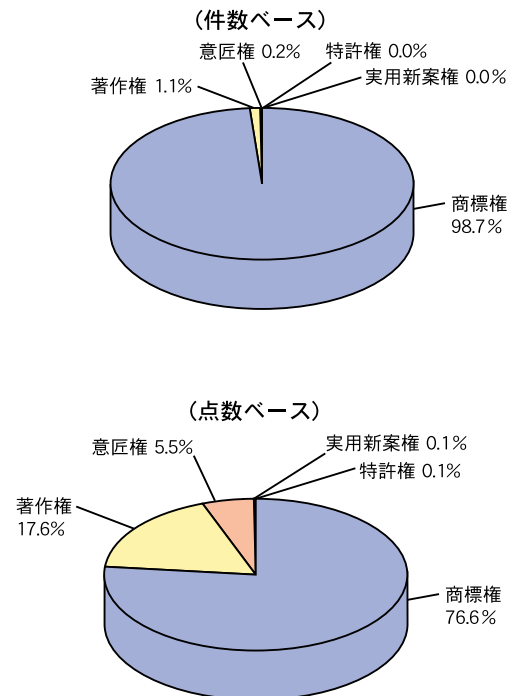


図3 権利別差止実績構成比

(4) 品目別の状況 (図4参照)

差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が5,420件と全体の52.5%を占め、次いでTシャツやマフラーなどの衣類が1,006件、時計類が796件となった。差止点数は、衣類が約26万点と全体の33.7%を占め、

次いでバッグ類が約14万点、携帯電話用ストラップなどの携帯電話付属品が約3万点となった。

(注) 1事案で複数の品目が差し止められた場合には、それぞれの品目ごとに計上。

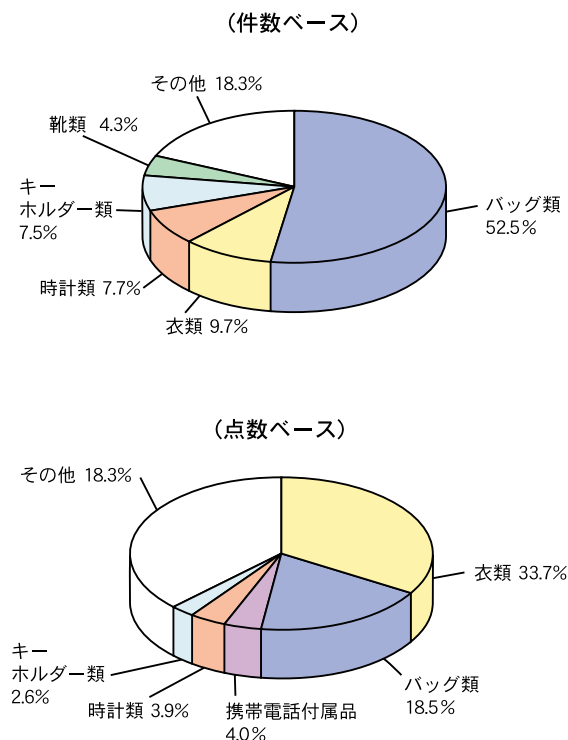


図4 品目別差止実績構成比

(参考) 平成15年度改正において、特許権、実用新案権及び意匠権を輸入差止申立て制度の対象としたところがあるが、平成15年度におけるこれら権利の侵害物品の差止実績をみると、特許権及び意匠権に係るものは大幅に増加した。

(上段：件数、下段：点数)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (速報値)
特許権	2	2	6	22
	1,036	13,327	30,873	31,328
実用 新案権	0	0	0	1
	0	0	0	960
意匠権	17	14	13	27
	27,729	81,550	38,153	55,854

4. 今後の予定

平成16年5月、知的財産戦略本部（本部長：内閣総理大臣）が決定した「知的財産推進計画2004」に、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化に関する事項が盛り込まれていることを踏まえ、その対応等について検討するため、関税・外国為替等審議会の関税分科会の企画部会の下に「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」を設置した。本ワーキンググループの検討結果（参考2参照）を踏まえ、同年12月になされた関税・外国為替等審議会の答申に、一定要件の下権利者が疑義貨物の見本を検査することができるを導入するなど、知的財産権侵害物品等の水際取締りの強化に関する事項が盛り込まれている（参考3参照）。今後、本答申等を踏まえ、必要に応じ制度改正等を行うこととなる。

profile

藤原 浩高（ふじわら ひろたか）

平成4年 横浜税関入関
 平成11年 横浜税関監視部検察第2部門審理官
 平成12年 横浜税関総務部人事課主任
 平成15年7月から現職